

# 飛島村 予防接種のご案内

## 1. 定期予防接種の受け方と関係書類の配布について

- ・飛島村では、地域の医師の協力を得て、各種の予防接種を実施しています。
- ・予防接種には、保健センターで実施する集団接種と医療機関で実施する個別接種があります。

	予防接種	標準的な受け方	予診票等の配布方法
集団接種	BCG	生後5か月から8か月までに1回接種 接種場所：すこやかセンター内保健センター	赤ちゃん訪問でお渡しします。 (日時はすこやかカレンダーでも確認できます。詳しい受付時間は、個別通知でお知らせします。)
個別接種	【0歳で開始】 ※「標準的な受け方」で接種できなかった場合は、接種医療機関または保健センターへお問合せください。		
	ヒブ	生後2か月～7か月の間に開始 初回・・・生後12月までに27日～56日までの間隔で3回接種 追加・・・初回接種終了後、7か月～13か月の間に1回接種	赤ちゃん訪問でお渡しします。
	小児用肺炎球菌	生後2か月～7か月の間に開始 初回・・・生後12月までに、27日以上の間隔で3回接種 追加・・・生後12月～生後15月の間に初回終了後60日以上の間隔で1回接種	
	4種混合 (ポリオ・ジフテリア・百日咳・破傷風)	1期初回・・・生後3か月～12か月の間に、20日～56日までの間隔で3回接種 1期追加・・・1期初回3回目接種終了後12か月～18か月の間に1回接種	
	【1歳になったらうける】		
	麻しん風しん混合(MR) 1期	生後12月～24月までの間に1回接種 (1歳の誕生日を過ぎたら早めに接種しましょう。)	1歳の誕生月に個別通知を郵送します。
	水痘	1回目・・・生後12月～15月の間に1回接種 2回目・・・1回目接種終了後6月～12月までの間隔で1回	
【3歳になったらうける】			
日本脳炎	1期初回・・・3歳～4歳までの間に6日～28日の間隔をおいて2回接種 1期追加・・・1期初回2回目終了後おおむね1年を経過した時期に1回接種	3歳の誕生月に個別通知を郵送します。	
<p>接種場所：個別予防接種指定医療機関（「予防接種 受ける方へ」の裏面参照）の中から選択し、事前に予約をしてから接種を受けてください。</p> <p>※以下に該当する場合は、保健センターまでご相談ください。</p> <p>① 長期に入院治療中など、指定医療機関での接種がむずかしい場合</p> <p>② かかりつけ医が指定医療機関以外の場合</p> <p>③ 病気等の理由により、2次医療機関（総合病院他）での接種が必要な場合</p> <p>④ その他の理由により、指定医療機関での接種がむずかしい場合</p>			

注) 予防接種法の改正等により、予防接種の種類・接種方法が変更になることがあります。その場合は広報・個別通知等により再度お知らせします。

## 2. 予防接種を受ける前に

- ・予防接種を受けるときは、必ず「予防接種と子どもの健康」の受ける予防接種についてお読みになってから受けるようにしてください。
- ・受ける予防接種の予診票の問診を記入した後、母子健康手帳と一緒に接種会場の受付に提出してください。
- ・体温は、必ず接種会場で1回測定してください。

裏面もご覧ください。

### 3. 任意予防接種費用助成について

任意予防接種とは

予防接種法に基づき市町村長が実施する「定期接種」に対し、接種を受ける方が接種医との相談によって判断し、希望により任意に受ける予防接種です。本村では、任意接種を希望し受けた方に対し下記のとおり費用助成を行っています。

予防接種名	対象者	助成回数	助成金額 (1回あたり)
おたふくかぜ	1歳から 就学前相当年齢	1回	全額
	※生ワクチンのため、接種後他の予防接種をする場合27日以上あけてください。 ※過去にこの制度による助成を受けた方は対象となりません。		
B型肝炎	1歳未満	3回	全額
	※標準的には、生後2か月で開始し、1回目の接種から4週以上、標準的には4週の間隔をおいて2回目を接種し、更に1回目の接種から20週以上、標準的には20週から24週の間隔をおいて3回目を接種します。 ※2回目の接種は、1回目の接種から必ず4週以上あけてください。 ※3回目の接種は、1回目の接種から必ず20週以上あけてください。 ※3回の接種が完了するまでに1歳を超えた場合、残りの接種は助成の対象となりません。 ※B型肝炎母子感染防止事業の対象者は、本事業による助成の対象とはなりません。		
ロタウイルス	①ロタリックス (1価)	生後6週0日から24週0日	2回 全額
	※4週以上の間隔で2回接種(1回目は生後20週0日までに接種が必要です。) ※1回目の接種は生後14週6日までにうけることが推奨されています。 ※生ワクチンのため、接種後他の予防接種をする場合27日以上あけてください。		
ワクチンには2種類あります。どちらか1方で規定の回数接種を完了してください。	②ロタテック (5価)	生後6週0日から32週0日	3回 全額
	※4週以上の間隔で3回接種(1回目は生後24週0日まで、2回目は28週0日までに接種が必要です。) ※1回目の接種は生後14週6日までにうけることが推奨されています。 ※生ワクチンのため、接種後他の予防接種をする場合27日以上あけてください。		
インフルエンザ	65歳未満	1年度毎 13歳未満2回まで 13歳以上1回	1,000円
<p>※この制度は、任意予防接種を本人又は保護者が希望し受ける場合に、経済的負担の軽減を図るものです。 法律的に任意予防接種を受ける義務はありません。 ※乳幼児期は、受ける予防接種の種類が多く、対象年齢から1日でも外れると対象となりませんので、主治医と相談の上、予めスケジュールを立てて計画的に接種を受けてください。 ※任意予防接種を希望される方は、医療機関へ直接予約して接種を受けてください。</p> <p><b>【申請方法】</b> 接種したあとで、すこやかセンター内保健福祉課へ申請を行ってください。 <b>【持ち物】</b> 医療機関発行の領収書、印鑑、振込先(被接種者又は親権者の名義)の通帳等、母子健康手帳(インフルエンザを除く) <b>【申請期限】</b> 2019年4月1日から2020年3月31日に接種を受けたものは、2020年3月31日までに申請してください。</p>			

### 4. 予防接種健康被害救済制度について

- ・予防接種法に基づく定期の予防接種によって重い健康被害が生じた場合は、厚生労働大臣が予防接種によるものと認定したときは、予防接種健康被害救済制度の給付の対象となります。
- ・給付内容の種類は以下のとおりです。

<医療費>

予防接種による健康被害について要した医療費の自己負担分について給付します。

<医療手当>

予防接種による健康被害について医療を受けた場合、入院通院等に必要な諸経費を月単位で一定金額給付します。

<障害児童養育年金>

予防接種により障害の状態となり、一定の障害がある18歳未満の方を養育する方に対して、障害の程度に応じて給付します。

<障害年金>

予防接種により障害の状態となり、一定の障害がある18歳以上の方に対して、障害の程度に応じて給付します。その他、介護加算、死亡一時金、葬祭料があります。

※任意予防接種を受けて健康被害が生じた時は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」「生物由来製品感染等被害救済制度」に基づく救済の対象となります。

不明な点は保健センターまでご相談ください。

飛島村大字松之郷三丁目46番地の1

飛島村すこやかセンター内保健センター

TEL 52-1001 予防接種担当